大山町 新型インフルエンザ等対策行動計画



平成27年3月策定 (令和2年3月変更)

大山町

目次

第1	章	行動計画の作成	. 1
第2	2 章	新型インフルエンザ等対策の基本方針	
	- 第1節		. 4
	第2節		
	第3節		
	5 4 飲 第 4 飲		
	第5節		
- '	第6節		1 1
5			1 1
	1		1 4
	2		1 8
	3	まん延防止	1 8
	4	予防接種	1 9
	5	町民生活及び地域経済の安定の確保	2 3
角	第7節	i 発生段階の分類と対応方針	
	1	発生段階の区分	2 5
	2	各段階の対応方針	2 7
₩. c	n mitri	장 선, CR NH PULL (- 부족) 구근	
	-	発生段階別対応計画	
			3 4
ŀ) 海		3 7
C),	内未発生期(国内発生早期、国内感染期)	3 9
C	1) 県	内発生早期(国内発生早期、国内感染期)	4 3
€	。) 県	内感染期(国内感染期)	4 7
f	三) 小	康期	5 1
田主	五角忍言当	l	5 3
川町		(女内に※で示したものの観道)	JJ

第1章 行動計画の作成

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ^{*}は、毎年流行を繰り返してきた従来のインフルエンザウイルス *とは異なる新型のウイルスが出現することにより起こるものであり、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、ひとたび新型インフルエンザが発生すると、たやすく感染してしまう。そして、世界的な大流行(パンデミック*)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

また、未知の感染症**である新感染症**の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に健康被害及び社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、こうした感染症の発生を国家の危機と捉えて、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体等の責務、発生時及び緊急事態における措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。 以下「感染症法」という。)と合わせて、国全体としての体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 町行動計画の作成

特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等対策緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、大山町(以下「町」という。)は、鳥取県(以下「県」という。)が作成した「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)をふまえて、特措法第8条に基づき、「大山町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)を作成し、町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、町として実施すべき具体的対策を確立する。

町行動計画は、対策を実施してきたことや、国及び県行動計画の改定等を受けて適時 適切に見直しを行う。

(1)対象疾病

町行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。) は、以下のとおりである。

・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)

・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(2) 新型インフルエンザ等感染症・新感染症の定義

名 称			定義		
			新たに人から人に伝染する能力を有することとなっ		
			たウイルスを病原体とするインフルエンザであっ		
		新型インフルエン	て、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得し		
		ザ	ていないことから、当該感染症の全国的かつ急速な		
	新		まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与		
	新型イ		えるおそれがあると認められるものをいう。		
	シフ		かつて世界的規模で流行したインフルエンザであっ		
新型イ	ル		てその後流行することなく長期間が経過しているも		
オ	エン	再興型インフルエンザ	のとして厚生労働大臣が定めるものが再興したもの		
ンフ	ザ		で、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対す		
ルエ			る免疫を獲得していないことから、当該感染症の全		
ン			国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に		
ザ等			重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの		
			をいう。		
			人から人に伝染すると認められる疾病であって、既		
			に知られている感染症の疾病とその症状又は治療の		
		新感染症	結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった		
		利心朱炡	場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病の		
			まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与		
			えるおそれがあると認められるものをいう。		

(3) 緊急事態宣言

(新型インフルエンザ等対策政府行動計画より抜粋)

新型インフルエンザ等緊急事態宣言

① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 対策の目的及び基本的事項

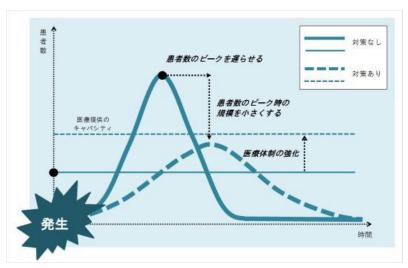
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、町への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、長期的には、町民の多くがり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の受入能力を超える可能性があることを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じる必要がある。

[目的1] 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための 時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するととも に、医療体制の強化を図ることで、患者数が医療機関の受入能力を超えないように することにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・県が適切な医療の提供に協力することで、重症者数や死亡者数を減らす。

[目的2] 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画*の作成・実施等により、町民生活及び地域経済の安定に寄与するための業務の維持に努める。



第2節 対策の基本方針

基本方針1 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に実施する

《考え方》

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状、飛沫感染**や接触感染**を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有しているものと考えられるが、その病原性や感染力等は実際に発生するまでは不明である。

このため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、ウイルスの性質を踏まえて国が示す「基本的対処方針」や県の行う対策に応じ、実際の流行状況、社会経済の状況等を総合的に勘案し、県と連携して最適な対策を選択するなど、迅速かつ柔軟に対応することが極めて重要である。

《町行動計画における対応》

流行状況に応じた迅速な対応が確保されるよう、発生の段階を設定し、それぞれに具体的な行動を示す。また、特措法第32条に基づく緊急事態宣言が行われたときに実施することができる緊急事態措置についても、発生段階ごとに具体的な行動を示す。新型インフルエンザ等発生に実施すべき対策については、国の基本的対処方針や県の実施する対策に従い決定する。

- ◆発生段階: a) 未発生期(新型インフルエンザ等が発生していない状態)
 - b) 海外発生期(海外で新型インフルエンザ等が発生した状態)
 - c) 県内未発生期(国内発生早期、国内感染期)
 - d) 県内発生早期(国内発生早期、国内感染期)
 - e) 県内感染期(国内感染期)
 - f) 小康期(新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でと どまっている状態)

基本方針2 社会全体が一丸となって対策に取り組む

《考え方》

新型インフルエンザ等は感染力が高く、多くの町民がり患するものと想定され、その 影響は保健・医療分野にとどまらず社会全体に及ぶおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の対策は、町のみならず、医療機関、事業者、町民など、地域社会全体が一丸となって取り組むことが重要である。

《町行動計画における対応》

地域社会を構成する各主体の役割を示すとともに、各主体に対する働きかけの内容を具体的に示す。

基本方針3 複数の対策をバランス良く実施する

《考え方》

新型インフルエンザ等の性質や流行状況等を事前に予測することは不可能であるため、特定の方針や分野に偏重した対策には大きなリスクを伴う。

このため、新型インフルエンザ等に的確に対応するには、多面的に対策を推進することが求められ、地域社会の実情に応じた様々な視点に立った対策をバランス良く組み合わせて実施することが重要である。

《町行動計画における対応》

主要 5 項目(①実施体制、②情報提供・共有、③まん延防止、④予防接種、⑤町民生活及び地域経済の安定の確保)における具体的な行動を示す。

第3節 対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法やその他の法令、町行動計画に基づき、国、県と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 町行動計画の性格

町行動計画は、病原性*の高い新型インフルエンザ等への対策を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行状況、地域の特性やその他の状況をふまえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性、また、対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画に定めるもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

2 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等が流行し、県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等のほか、不要不急の外出の自粛等の要請(特措法第45条)、学校・興行場等の使用等制限等の要請(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地、家屋等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請等(特措法第55条)等が行われる場合であっても、基本的人権を尊重することとし、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。

また、誰もがり患する可能性のあることを未発生期から十分に周知するなど、患者等に対する不当な差別や偏見が生じることのないよう、万全の対策を講じる必要がある。

3 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な 措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし新型インフルエンザや新感 染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有 効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないと 判断することもあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるという ものではないことに留意する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、町は、県及び近隣市町村等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

5 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した場合、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第4節 発生時の被害想定

過去における新型インフルエンザは、1918年にスペインインフルエンザが、1957年にアジアインフルエンザが、1968年に香港インフルエンザが発生している。新型インフルエンザが発生した場合、人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することとなる。近年の都市化の進行、人口の集中、国際的な輸送、交通網の発達などにより社会情勢が大きく変化しており、過去の流行と比較すると感染速度はより速く、感染範囲はより広くなることが予想される。患者・重症患者の発生数もより多数に上ると考えられる。

1 大山町の新型インフルエンザ流行規模(推計)

	大山町	鳥取県	参考(全国)	
り患者数	約4,420人	約152,500人	約3,200万人	
医療機関受診	約1,800人	約62,000人	約1,300万人	
患者数	~3, 450人	~119,200人	~2,500万人	
入院患者数	約90人	約3,230人	約53万人	
(1日最大入院	~350人	~12,200人	~200万人	
患者数)	(14人以上)	(480人以上)	(10.1万人以上)	
死亡者数	約23人	約810人	約17万人	
グレビ伯奴	~90人	~3, 050人	~64万人	

平成22年国勢調査人口より:17,491人

【試算方法】

- ・全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数を推計した。
- ・入院患者数及び死亡者数については、外来受診者数の上限値を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザ*のデータを使用し、中等度は、アジアインフルエンザ等を参考に致死率*0.53%、重度は、スペインインフルエンザを参考に致死率2.0%として推計した。
- ・全人口の25%がり患し、流行が約8週間続くという仮定のもとで、入院患者の発生分布を試算した。
- ・これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチン**や抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)や現在のわが国の医療体制、衛生状況等は一切考慮していない。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画の見直し等に応じて改めて試算する。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

社会・経済的な影響として、流行のピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難な者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度の欠勤するケースが想定される。

これに伴って、事業の一部休止、物資の不足、物流の停滞等が生じ、経済活動の大幅 な縮小が予想される。さらに、学校、保育園の臨時休業等によって社会活動が縮小する など、各分野にさまざまな影響を及ぼすことが予想される。

第5節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザは感染が拡大しやすく、A(H1N1) p d m 2 0 0 9 **の例では、発生後約1年間に、国民の16.3%、2,077万人が医療機関を受診したと推計される。

こうした社会的影響の大きい新型インフルエンザ等に適時適切に対応するためには、 国、県、町、指定(地方)公共機関*による対策だけではなく、事業者や町民を含め、 対策に関わる各主体が役割を十分に理解し、行動することが不可欠である。

政府行動計画では、次のように国、都道府県、市町村等の関係機関別に役割が示されている。町行動計画では政府及び県行動計画で示された国、県及び町の役割を拠り所とし、まん延防止対策や町民の生活支援に重点を置いた計画の作成を行うものとする。

また、町内における関係機関においても、役割を十分に理解して行動することを求めるものである。

1 国の役割

- 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症。以下同じ)が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備すること。
- 新型インフルエンザ等及びワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進する よう努めること。
- 世界保健機関 (WHO) その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を 確保するとともに、調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。

2 地方公共団体の役割

○ 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

【町の役割】

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者*への支援に関し、国及び県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当た

っては、県、近隣市町村と緊密な連携を図る。

- ・町新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・広報・啓発、相談窓口の設置
- 予防接種の体制整備と実施
- 学校等との連絡調整
- ・高齢者、障がい者世帯等の要配慮者に対する支援
- ・食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じた配分
- ・円滑な埋火葬のための体制整備
- ・患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要な医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、 新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

- 診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備
- 帰国者・接触者外来等の設置・運営
- ・症状を有する者に対する診断・治療
- ・抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

4 警察の役割

- 社会の安全と治安の確保
- ・防疫措置実施地域における警戒活動及び周辺地域における交通規制
- ・医療機関等における警戒活動及び周辺における交通規制
- ・多数死体取扱いに当たっての措置

5 消防の役割

- ・救急患者及び新型インフルエンザ等患者の搬送
- ・搬送に係る医療機関等との連携

6 指定(地方)公共機関の役割

- 指定公共機関及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したと きは、特措法第3条第5項に基づき、その業務について、対策を実施すること。
- ・未発生期における業務計画及び事業継続計画の策定
- ・発生時における新型インフルエンザ等対策の推進と事業の継続

7 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及 び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発 生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たす ことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施 や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

8 一般事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

9 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット*・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

町民自らが健康を守る意識をもち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠である。十分な栄養と睡眠をとって健康に留意し、基礎疾患をもっている場合はその治療に努めるなど、日頃から新型インフルエンザ等に負けない身体づくりを意識する。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての 情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第6節 町行動計画の主要項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための具体的な対策について、「1 実施体制」、「2 情報提供・共有」、「3 まん延防止」、「4 予防接種」、「5 町民生活及び地域経済の安定の確保」の5項目に分けている。

各項目における対策の基本的考え方や内容は次のとおりである。

1 実施体制

(1) 基本的な考え方

発生した新型インフルエンザ等の病原性が高く、かつ感染力が強い場合、多くの町民の生命や健康に甚大な被害を及ぼすおそれがあるほか、社会・経済活動の縮小や停滞を招くことが懸念されているため、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、町においては、公衆衛生部門と危機管理部門が中心となり、さらには、教育部門、住民生活部門等を含め、全庁一丸となって取り組まなければならない。

また、新型インフルエンザ等対策は、単に行政機関にとどまらず、医療機関や医療関係事業者、社会機能の維持に関わる事業者、学校・社会福祉施設等の関係者など、地域社会全体で取り組む必要があるため、未発生期から関係機関相互の連携体制を構築し、維持していくことが重要である。

(2) 大山町新型インフルエンザ等対策本部/対策会議の設置

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法及び大山町災害対策本部条例(平成17年3月28日条例第16号)に基づき、町における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、「大山町新型インフルエンザ等対策本部」(以下「町対策本部」という。)を設置する。

また、新型インフルエンザ等の発生前から町行動計画に基づき、発生に備えた準備を 進めるため、町対策本部設置前には、「大山町新型インフルエンザ等対策会議」(以下「町 対策会議」という。)を設置し、全庁一丸となって取り組んでいく。

ア 対策本部の構成

本 部 長 : 町長

副本部長 : 副町長、教育長(本部付)

事務局長 : 総務課長

事務局次長 : 健康対策課長

本 部 員 : 各課長・教育次長・その他町長が必要と認める者

イ 所管事項

- ・国、県の基本的対処方針に基づく対応策に関すること
- ・新型インフルエンザ等に関する情報収集に関すること
- ・職員の要請確保と重要業務への職員配置
- ・庁舎管理、職員の健康管理
- ・医療体制(予防接種、医師会への連絡調整等)
- ·相談体制 (発熱相談窓口等開設)
- ・町民への感染防止対策
- ・要配慮者への対応
- ・ごみ処理体制確保、し尿処理体制確保
- ・ライフラインの確保、生活必需品の確保、事業所への情報提供
- ・火葬場の体制確保、公共交通機関への対応
- ・渡り鳥や野鳥不審死の情報収集、異常家きん*の早期発見
- ・乳幼児・児童及び生徒の健康管理、感染拡大防止、休校などの対応
- ・文化・スポーツ施設への指導、施設閉鎖等の対応

【大山町新型インフルエンザ等危機管理体制】

○対策会議の設置

国内発生、早期の段階において、町部局の認識の共有や一体となった対策の準備・ 実施を図るため、対策会議を設置する。

(委員長) 総務課長 (副委員長) 健康対策課長

(構成員) 福祉介護課長・こども課長・住民課長・水道課長 教育次長・幼児学校教育課長・社会教育課長

(事務局) 総務課・健康対策課

○対策本部の設置

緊急事態宣言の発令において、総合的な対策を全庁的に実施する体制を整え、より 強固な対策を実施するため、対策本部を設置する。なお、対策本部を設置したときは、 対策会議は廃止とする。

(本部長) 町長 (副本部長) 副町長・教育長

(本部員) 総務課長・会計課長・財務課長・企画課長・税務課長・水道課長 住民課長・福祉介護課長・健康対策課長・こども課長 地籍調査課長・農林水産課長・農業委員会事務局長・建設課長 観光課長・教育次長・幼児学校教育課長・社会教育課長 保育所(園)長・議会事務局長・その他町長が必要と認める者

(事務局) 総務課·健康対策課

【町部局の主な所掌事務】

新型インフルエンザ等対策における各部局の主な役割は、次のとおりとする。 また、記載のない内容等については協議し、適正・迅速に対策を講じられるよう、協力・連携を図るものとする。

部局名	主な役割
共通	・業務継続計画(BCP)に基づく町の行政機能の維持に関すること
	・所属職員、所管施設の感染・まん延防止に関すること
	・県内関係機関からの情報収集に関すること
	・所管法人・団体等の被害情報等の収集
	・所管社会機能維持関連企業の支援に関すること
	・所管する事業、会議等の調整に関すること
	・所管する公の施設の臨時休館等の調整に関すること
総務課	・町対策本部、対策会議の総括に関すること
	・県、その他防災関係機関との連絡調整、緊急要望、応援出動(派遣)
	の要請に関すること
	・西部消防局、町消防団、警察との連絡調整に関すること
	・職員の非常招集及び解除に関すること
	・職員の動員及び配備に関すること
	・庁舎管理に関すること(庁舎内等の感染予防対策に関すること)
	・職員の健康管理、公務災害補償など福利厚生に関すること
	・防災行政無線、町ホームページ等による広報の総括に関すること
	・報道機関への対応に関すること
健康対策課	・町対策本部、対策会議、保健・医療班に関すること
	・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること
	・新型インフルエンザ等に係るまん延防止に関すること
	・防疫及び衛生に関すること
	・感染防止対策の普及啓発に関すること
	・心のケアに関すること
	・医療機関との連携による予防接種の体制整備
	・相談体制及び相談窓口に関すること
福祉介護課	・社会福祉施設への情報提供に関すること
	・障がい者、高齢者への情報提供に関すること
	・避難行動要支援者の支援に関すること
	・庁舎内等の感染予防対策に関すること
こども課	・妊婦、乳幼児へのまん延予防対策及び予防接種に関すること
	・妊婦、子育て世帯への情報提供に関すること

	・妊婦、子育て世帯への相談支援に関すること					
住民課	・廃棄物の処理に関すること					
	・埋火葬の許可、遺体の安置所に関すること					
	・町内在住外国人への情報提供、支援に関すること					
水道課	・上水道等のライフライン体制の確保に関すること					
	・下水道等のライフライン体制の確保に関すること					
教育員会	・保育所、小学校、中学校における感染対策に関する啓発及び情報提供					
事務局	に関すること					
(保育所(園))	・小学校、中学校の教育活動継続の支援に関すること					
(小・中学校)	・保育所、小学校、中学校の臨時休園、休校に関すること					
	・乳幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること					
	・特別支援の必要な乳幼児、児童、生徒への対応に関すること					
	・庁舎内等の感染予防対策に関すること					
建設課	・道路交通の維持及び交通規制に関すること					
(総合窓口室)	・その他の応急土木対策に関すること					
	・埋火葬の許可に関すること					
	・庁舎内等の感染予防対策に関すること					
農林水産課	・事業者(農林業、水産業、商業、工業、旅館業等)施設等の状況把握					
農業委員会	及び機能維持・縮小の要請に関すること					
事務局	・事業者(農林業、水産業、商業、工業、旅館業等)への情報提供及び					
企画課	相談に関すること					
観光課	・生活必需物資の需給価格安定に関すること					
	・主要食料の確保及び安定供給に関すること					
	・家きん等飼育者に対する応対に関すること					
	・渡り鳥や野鳥不審死に関すること					
財務課	・災害対策に必要な財政措置に関すること					
	・町有財産の保全等に関すること					
地籍調査課	・埋火葬の許可に関すること					
(総合窓口室)	・庁舎内等の感染予防対策に関すること					
	・他課との協力・応援に関すること					
税務課	・出納機能の確保に関すること					
会計課	・他課との協力・応援に関すること					
議会事務局	・感染拡大時等の議会対応に関すること					
町内医療機関	・健康対策課等との連携による新型インフルエンザワクチン接種体制整					
	備に関すること					

※本部が設置されていないときであっても、各課(局)は、本部の所掌事務に従って 対策を実施するものとする。

※所管が不明確な事務や、部局で横断的な対応が必要とされる事務については、総務 課長が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

(3) 関係機関との連携体制

ア 県との連携

未発生期から県との連携体制を確立し、町民に対する情報提供、要配慮者への支援、 火葬等についての協議など、体制整備について連携を図る。

イ 医療機関との連携

予防接種、まん延防止等対策に関し、医療機関と情報を共有し、連携を図る。

ウ 企業等関係機関との連携

予防接種、まん延防止等対策に関し、事業者等の関係機関と情報を共有し、連携を 図る。

2 情報提供・共有

新型インフルエンザ等の感染拡大防止には、町民一人ひとりが、新型インフルエンザ等に関する正しい知識や情報に基づいて適切に行動することが重要である。このため、 県や町では人権等に配慮しつつ正確な情報を迅速に提供する必要がある。

情報提供・共有における町の主な役割として、新型インフルエンザ等発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国、県等が発信する情報を入手することに努め、必要に応じて地域情報等を追加して町民に提供すること、発生時に新型インフルエンザ等に関する相談窓口の設置などが挙げられる。

なお、情報の提供に当たっては、情報を受け取る媒体や受け取り方が様々であること から、外国人や障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、分 かりやすい内容で、できる限り迅速に情報提供するよう努める。

3 まん延防止

まん延防止対策は、新型インフルエンザ等の流行状況等に応じた適切な対応を講じ、流行のピークを可能な限り遅らせることによって医療体制等を整備するための時間を確保するとともに、ピーク時の患者数を可能な限り減少させることによって、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制することを目的として実施する。

県では、新型インフルエンザ等の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等がまん延するまでの期間は、感染症法に基づく、患者に対する入院措置、患者の同居者などの濃厚接触者**に対する健康観察等を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、これらの措置に加えて、必要に応じ、不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要

請等を行う。

学校、保育所(園)、事業所等においても、個人における対策のほか、季節性インフルエンザ対策として実施されている職場における感染対策を徹底して行うことが求められる。

なお、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を慎重に行っていく。

町では、県等が行う呼びかけの町民への周知を行う。また、町民へのマスク着用・咳 エチケット・手洗い・うがい・人ごみを避ける等の基本的な感染対策について理解促進 を図る。

◇医療機関受診に関する留意事項

未発生期から発生早期(国内・県内)においては、まん延を防止するため、帰国者等で自らの発症を疑う者は、発熱相談センター*に連絡し、指示を仰ぐとともに、不要な外出を避け、マスクの着用、咳エチケット等基本的な感染対策を行う必要がある。

4 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、 医療体制への負荷を軽減することにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社 会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される「プレパンデミックワクチン*」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン*」の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

また、これらのワクチンは、国の責任において研究・開発が行われ、県において国や市町村、医師会、医薬品卸売販売業者等と緊密に連携し、流通体制を整備することが求められる。

(1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要と認めるときに、住民接種に先立って、臨時に行われる予防接種をいう。

ア 対象者

特定接種の対象者となり得る者は、以下のとおりである。

- a)「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を 行う事業者であって一定の基準に基づき厚生労働大臣の登録を受けているも の(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労 働大臣の定める基準に該当するものに限る。)
- b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされ、対象者に関する基本的な考え方等が政府行動計画において示されている。

イ 接種順位

特定接種は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、① 医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定(地方)公 共機関制度を中心とする基準による事業者(介護・福祉事業者を含む。)、④それ以外 の事業者の順とすることが基本とされる。

前記のように基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対策が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や発生時の社会状況等をもとに、政府対策本部において、接種総枠、対象者、接種順位等を決定することとされる。

ウ 特定接種の接種体制

対象者のうちa)及びb)については、国を実施主体として、c)の地方公務員については、その所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施するため、接種を円滑に実施できるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

また、町は、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を 実施するため、あらかじめ、特定接種の対象となり得る業務及び接種対象者等の把 握・準備を進める。

(2) 住民接種

住民に対する予防接種(以下「住民接種」という。)は、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時接種)による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく予防接種を行う。

ア 対象者

住民接種について、特定接種対象者以外の対象者については、以下の4群に分類す

ることが基本とされる。

《特定接種対象者以外の接種対象者の分類》

医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することに			
	より重症化するリスクが高いと考えられる者			
	・基礎疾患を有する者			
	• 妊婦			
小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種			
	が受けられない小児の保護者を含む。			
成人・若年者				
高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高い			
	と考えられる群(65歳以上の者)			

住民基本台帳に登録がある町民に加え、以下に掲げる者についても住民接種対象者とする。ただし、健康被害救済制度による救済措置は、住民基本台帳へ登録がある市町村とする。

- a) 長期入院・入所者
- b) 里帰り分娩の妊産婦及び、同伴の小児
- c) その他町が認める者

イ 接種順位の考え方

住民接種の接種順位等については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が優先されると考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条第2項)と、わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方をあわせた考え方もあるとされる。

このため、具体的な接種順位等は、こうした考え方等を踏まえて、新型インフルエンザ発生時に、病原性等に応じて国において決定される。

ウ 住民接種の接種体制

住民接種については、町が実施主体であり、関係機関と連携して、原則として集団 的接種により実施する。状況によっては、集団的接種以外の接種体制の検討も行う。

予防接種の種類(一覧)

予防接種の類型	特定接種	住民接種			
緊急事態宣言		有	無		
特措法	特措法第28条	特措法第46条			
予防接種法	予防接種法第6条第1	予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項		
	項(臨時接種)による	(臨時接種)による予防接	(新臨時接種) による予防		
	予防接種として実施	種として実施	接種として実施		
考え方	医療の提供並びに国民	新型インフルエンザ等緊 まん延防止上緊急の			
	生活及び国民経済の安	急事態において、新型イン	あるとき(臨時接種の対象		
	定を確保するため緊急	フルエンザ等が国民の生	疾病より病原性が低いもの		
	の必要があると認める	命及び健康に著しく重大	を想定)		
	とき	な被害を与え、国民生活及			
		び国民経済の安定が損な			
		われることのないように			
		するため緊急の必要があ			
		ると認めるとき			
実施主体	国(登録事業者の業務	町	町		
	従事者・国家公務員)、				
	県 (県職員)、町 (町職				
	員)				
対象者登録事業者の業務		住民(医学的ハイリスク	住民 (同左)		
	者、国家公務員、地方	者、小児、成人・若年者、			
	公務員	高齢者に分類)			
実施時期	政府対策本部において	緊急事態宣言が発令され	緊急事態宣言が発令されて		
	必要と認めるとき(緊	ている場合で、政府対策本	いない場合で、厚生労働大		
	急事態宣言前にも実	部において必要と認める	臣の指示があったとき		
	施)	とき			
努力義務/勧奨	有/有	有/有	無/有		
接種費用の負担	実施主体が全額負担	実費徴収不可	低所得者以外からの実費徴		
		負担割合 収可			
		国 1/2	低所得者の場合の負担割合		
		県 1/4	国 1/2		
		町 1/4	県 1/4		
		国費の嵩上げ措置あり	町 1/4		

5 町民生活及び地域経済の安定の確保

町民生活及び地域経済の安定の確保は、新型インフルエンザ等流行時における高齢者世帯や障がい者世帯等の要配慮者に対する生活支援、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄、水の安定供給、生活関連物資の適正な流通の確保、埋火葬の円滑な実施等によって社会・経済機能を維持し、町民生活及び地域経済に対する新型インフルエンザ等の影響を最小にとどめることを目的として実施する。

(1) 要配慮者への生活支援

町は、町民に最も近い行政主体であり、県内感染期における高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、関係機関と連携し要配慮者の把握とともに、地域の実情に応じた具体的対応策を作成するとともに、早期に計画に基づく取り組みを進めることが求められる。

(2)物資及び資材の備蓄等

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄や、施設及び設備の整備を行う。

(3) 水の安定供給

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等の発生により緊急事態宣言がされている場合には、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を 安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(4) 生活関連物資の適正な流通の確保

町は、町民生活の維持に必要な生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみ等が 生じることのないよう、県と連携して必要な調査や監視を行う。

(5) 埋火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められているほか、原則として死因によらず死亡者は火葬することとされているため、速やかな火葬が実施できる体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

町は、埋火葬の許可権限や埋火葬の適切な実施を確保するための権限を有していることから、区域内における火葬の適切な実施とともに個別の埋火葬に係る対応、遺体の保存対策等を講じる主体的な役割を担うこととなる。また、火葬場設置者には、県が行う調整により、効率的な火葬の実施が求められる。

(6) その他

町は、新型インフルエンザ等の国内侵入の防止(水際対策、健康監視)、積極的疫学調査、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、帰国者・接触者外来*をはじめとする医療体制の整備・運営、自宅療養者への対応、患者搬送等に関する対策について、国や県からの要請に対して協力する。

第7節 発生段階の分類と対応方針

新型インフルエンザ等対策は、一連の流れをもって発生及び流行の状況に応じた対策 を講じる必要があるため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行う必要がある。

町行動計画では、政府及び県行動計画で定められた発生段階の分類に準拠することとし、新型インフルエンザ等の未発生期→海外発生期→県内未発生期(国内発生早期、国内感染期)→県内発生早期(国内発生早期、国内感染期)→県内感染期(国内感染期)→小康期に至るまでの6つの段階ごとに分類し、各段階で想定される状況とその対応を定めるものとする。

なお、各段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、また日本国内からの発生など必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容も変化することに留意する必要がある。

したがって、各段階の移行については、政府行動計画に示すとおり、地域独自の状況 を考慮して国と協議し県が判断することとなっており、町は、町行動計画等で定めた対 策を段階に応じて実施することとする。

1 発生段階の区分

発生段階	想定される状況
未発生期	【国内、国外ともに新型インフルエンザ等が発生していない状態】
	海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生
	しているが、人から人への持続的な感染はみられていない時期
海外発生期	【海外で新型インフルエンザ等が発生しているものの国内では発生していない
	状態】
	海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している
	場合等の様々な時期
県内未発生期	【国内で新型インフルエンザ等が発生しているが県内では発生していない状態】
	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している時期
県内発生早期	【県内で新型インフルエンザ等が発生した状態】
	県内で新型インフルエンザ等が発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える時期
県内感染期	【県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態】
	県内において、感染経路が不明確な新型インフルエンザ等患者が一定数確認されるよう
	になった時期
	発生早期(国内・県内)から県内感染期への移行は県内状況によって判断されるため、
	国や隣接県の移行時期と一致しない場合がある。
小康期	【患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態】
	大流行はいったん終息している時期

大山町、県、国の発生段階及びWHOのフェーズの比較

大山町の発生段階	県の発生段階	国の発生段階	WHOのフェーズ	
未発生期	未発生期	未発生期	フェーズ1・2・3	
			又は相当する公表等	
海外発生期	海外発生期	海外発生期		
県内未発生期	県内未発生期	国内発生早期		
県内発生早期	県内発生早期		フェーズ 4・ 5・6 又は相当する公表等	
県内感染期	県内感染期	国内感染期		
小康期	小康期	小康期	ポストパンデミック期	
			又は相当する公表等	

WHOフェーズについて

フェーズ (段階)	備考
フェーズ 1	ヒト感染のリスクは低い (動物間での感染のみ)
フェーズ 2	ヒト感染のリスクはより高い (動物から人への感染)
フェーズ3	ヒト・ヒト感染は無いか、または極めて限定されている
フェーズ4	ヒト・ヒト感染が増加していることの証拠がある
フェーズ 5	かなりの数のヒト・ヒト感染があることの証拠がある
フェーズ 6	効率よく持続したヒト・ヒト感染が確立

インフルエンザ(H1N1)2009の流行における各発生段階の継続期間

発生段階	継続期間	備考
未発生期	40年	香港インフルエンザ発生翌年(1969年)から起算
海外発生期	19目	2009.4.28 (海外発生時) ~2009.5.16 (国内発生時)
県内未発生期	25日	2009. 5. 16~2009. 6. 10(感染原因不明の患者が増加)
県内発生早期	57日	2009.6.10~2009.8.5 (患者全数把握できる段階)
県内感染期	約240日	2009.8.5~2010.3.上旬 (流行水準を脱した時点)
小康期	約290日	2010.3.上旬~2010.12.下旬(第二波流行入り)
第二波	約100日	2010.12.下旬~2011.3.31 (対応変更時)

国内発生早期

国内感染期

	未発生期	海外 発生期	県内 未発生期	県内 発生早期	県内 感染期	小康期
対策の目的	・対策の構 築と準備 ・情報収集	・県内発生 に備えた 体制整的な 情報収集 と情報提供	・感染拡大 抑制・国内発生 に保る情報収集・県内発生 に備制整備	・感染拡大 抑制・県内発生 に係る情 報収集	・健康被害の軽減・社会機能への影響の最小化	・社会機能の回復・流行の第二波に備える
実施体制	• 行動計画 作成 • 連携体制 確立	・町対策本部 の設置検討	【緊】 町対策本 部の設置・町対策会 議を設置	【緊】 町対策本 部の設置・町対策会 議を設置	・【緊】 町対策本 部の継続	・緊急事態 措置の中 止・町対策本 部の廃止
情報提供	情報提供 共有の体 制整備・町民等に 情報提供・相談体制 の整備	・多様な手段による情報提供・相談窓口設置	・多様な手段による情報提供の継続・相談体制強化		・多様な手 段による 情報提供 の継続・相談体制 継続	・第二波に 関する情 報提供
まん延防止	・感染予防 や対応方 法につい て普及啓 発	感染拡大 抑制のた めの取り 組みの普 及啓発	・まん延防止のための取り 組みの普及啓発		・取り組み の普及啓 発の継続	
予防接種	・国の動向 を見守る	・国の動向を見守る	・特定接種を進める・住民接種を進める		・住民接種の継続	・住民接種の継続
経済の安定の確保町民生活及び地域	・事に事避要の握活制火検必及の業向前難支状及支整葬討要び備継け準行援況び援備体 物資蓄の資蓄	・事業総続 準備 ・避難支協情 ・避要やへ供 ・大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・避難行動要支 を進める ・在宅療養者に を進める ・生活関連物資 ・火葬体制強化	必要な支援 等の安定確保	・ 避要対続・ 選支策・ 定定支続・ をに支続・ をに支続・ 物定・ 体・ 強化	・町民支援 体構築・緊告置・・野性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			97			

a);	未発生期
	1 新型インフルエンザ等の発生に備えての全庁的な対策の構築と準備行動の計
目的	画的実施
ну	2 国際的な新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集
	1 実施体制
	(1) 町における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。
	(2) 関係機関との連携体制を確立する。
	(3) 未発生期が長期間継続する場合の対応を検討する。
	2 情報提供・共有
	(1)情報提供及び情報共有の体制を整備する。
行	(2) 町民等に分かりやすく情報を提供する。
動	(3) 町民から寄せられる相談に適切に対応する体制を整備する。
内内	3 まん延防止
' '	(1) 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。
容	4 予防接種
	(1)国の動向を、県との連携も視野に見守る。
	5 町民生活及び地域経済の安定の確保
	(1) 事業継続に向けた事前準備を行う。
	(2) 要配慮者への生活支援体制を整備する。
	(3) まん延時における火葬体制の強化等を検討する。
	(4)対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

b)	海外発生期
目	1 県内発生に備えた体制整備
的	2 新型インフルエンザ等の県内発生の阻止
	3 県が確立する医療体制への協力、連携
	1 実施体制
	(1) 国及び県の状況を踏まえて、町対策本部の設置を検討する。
	2 情報提供・共有
	(1)情報提供及び情報共有の体制を継続する。
	(2) 最新の情報を町民等に分かりやすく提供する。
行	(3) 新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。
動	3 まん延防止
内内	(1) 急激な感染拡大を抑制するための取り組みの普及、理解促進を図る。
' '	4 予防接種
容	(1) 国の動向を、県との連携も視野に見守る。
	(2) 保健・医療班を始動する。
	5 町民生活及び地域経済の安定の確保
	(1)事業継続に向けた準備を進める。
	(2) 要配慮者や協力者への情報提供を行う。

(3) まん延時における火葬体制等について国及び県の要請を受け、準備対応す

る。

	※ 「は糸心ず心旦日かられりくいる物目の相巨
c)	県内未発生期(国内発生早期・国内感染期)
目	1 国内での新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集
的	2 県内発生に備えた体制整備
	1 実施体制 (1) 町対策本部を設置する。【緊】
	(2) 町対策会議を設置する。
	2 情報提供・共有
	(1)情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。
	(2) 最新の情報を町民等に分かりやすく提供する。
	(3) 新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。
	3 まん延防止
	(1) まん延を防止するための取り組みの普及、理解促進を図る。
行	4 予防接種
動	(1)国の方針に基づき特定接種を進める。
内内	(2) 国の方針に基づき住民接種を進める。
容	(3) 予防接種に関する町民の理解促進を図る。
	(4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査を進める。
	(5)国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
	5 町民生活及び地域経済の安定の確保
	(1) 計画に基づき要配慮者対策を進める。
	(2) 在宅療養者に対し、国及び県と連携して必要な支援を進める。
	(3)計画に基づき町民に対する生活関連物資等の確保、配分、配布等を進める。
	(4) 県と連携して火葬等の体制強化を図る措置を講じる。
	(5) サービス水準に関して町民へ呼びかける。
	(6) 水の安定供給を継続する。【緊】
	(7) 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。【緊】

	【系】は系忌事態且言かられている場合の指直
d)	県内発生早期(国内発生早期、国内 感染 期)
目	1 県内での新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集
的	2 町内での感染拡大阻止
	1 実施体制 (1) 町対策本部を設置する。【緊】
	(2) 町対策会議を設置する。
	2 情報提供・共有
	(1)情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。
	(2) 最新の情報を町民等に分かりやすく提供する。
	(3) 新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。
	3 まん延防止
	(1) まん延を防止するための取り組みの普及、理解促進を図る。
行	4 予防接種
動	(1)国の方針に基づき特定接種を進める。
内内	(2) 国の方針に基づき住民接種を進める。
容	(3)予防接種に関する町民の理解促進を図る。
74	(4)住民接種の有効性・安全性に係る調査を進める。
	(5)国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
	5 町民生活及び地域経済の安定の確保
	(1)計画に基づき要配慮者対策を進める。
	(2) 在宅療養者に対し、国及び県と連携して必要な支援を進める。
	(3)計画に基づき町民に対する生活関連物資等の確保、配分、配布等を進める。
	(4) 県と連携して火葬等の体制強化を図る措置を講じる。
	(5) サービス水準に関して町民へ呼びかける。
	(6)水の安定供給を継続する。【緊】
	(7)生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。【緊】

e)	県内感染期(国内感染期)
目的	1 健康被害の最小化
	2 医療機能、社会・経済機能への影響の最小化
	3 社会不安の解消とパニック防止
	2 医療機能、社会・経済機能への影響の最小化
	(1) 計画に基づき要配慮者対策を継続して進める。
	(2) 在宅療養者に対する支援を継続して進める。
	(3) 計画に基づき町民に対する生活関連物資等の確保、配分、配布を進める。
	(4) 死亡者の増加に備えて、県と連携して火葬体制等の強化を図る措置を講じ
	ప 。
	(5) サービス水準に係る町民への呼びかけ
	(6) 水の安定供給を継続する。【緊】
	(7) 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。【緊】
	(8)要配慮者に対する生活支援を行う。【緊】
	(9) 死亡者の増加に備えて火葬等の体制強化を図る措置を講じる。【緊】

f).	小康期
目	1 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
的	
	1 実施体制
	(1) 緊急事態措置を中止するとともに、周知を図る。
	(2)対策を総括し、第二波に備える。
	(3) 町対策本部を廃止する。
	2 情報提供・共有
	(1) 新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。
行	3 まん延防止
動力	なし
	4 予防接種
容	(1)国の方針に基づき住民接種を進める。
	(2)予防接種に関する町民の理解促進を図る。
	(3) 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
	5 町民生活及び地域経済の安定の確保
	(1)第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備える。
	(2) 第二波に備えた町民支援体制の再構築を行う。
	(3) 第二波に備えた火葬体制等の再構築を行う。
	(4) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。【緊】

第3章 発生段階別対応計画

a) 未発生期

状態 ■ 国内、国外ともに新型インフルエンザ等が発生していない段階。

「対策推進の基本方針]

新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは不可能であるため、未発生期において、常に新型インフルエンザ等が発生する可能性があることを念頭に、日ごろから着実に体制整備を進め、その後も実施体制の維持、町民等に対する普及啓発及び情報提供のあり方等についても十分な留意が肝要である。

1 実施体制

- (1) 町における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。
 - ①町は、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成する。また、作成後は、国・県の動向や最新の知見等に基づいて随時見直しを行う。
 - ②県、町、指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの 情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
 - ③町は、行動計画に定める新型インフルエンザ等対策の実施、縮小、中止等を決定 する際の判断の方法や具体的な運用手順等についてのマニュアル等を整備する。
 - ④町は、町対策会議を設置し、庁内関係部局間の連携体制を確立する。
- (2) 関係機関との連携体制を確立する。

町は、県及び他市町村、医療機関等の関係機関と連携し、対策の協議や情報交換、 実地訓練等を定期的に実施する。

(3) 未発生期が長期間継続する場合の対応を検討する。

町は、新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは困難であるため、この間の実施体制及び町民等に対する継続的な普及啓発のあり方等を検討し、体制を整備する。

2 情報提供・共有

- (1)情報提供及び情報共有の体制を整備する。
 - ①町は、町民等に対する情報提供の一元化を図るため、情報を集約して分かりやす く情報提供するための体制を整備する。
 - ②町は、新型インフルエンザ等発生時における町民等への情報提供の内容や媒体等

について検討し、あらかじめ想定できるものについては決定する。

- ③町は、関連情報を適時適切に提供するため、町民等の情報ニーズを把握する方法 を整備する。
- ④町は、県が行う県及び関係機関との情報提供及び情報共有の体制の整備に協力する。
- (2) 町民等に分かりやすく情報を提供する。

町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合に県や町が講じる対策、個人が実施すべき感染予防対策、予防接種の考え方等について、町民及び関係機関に対して継続的に情報を提供する。

- (3) 町民から寄せられる相談に適切に対応する体制を整備する。
 - ①町は、新型インフルエンザ等の発生時において、町民からの相談に対応するため、 新型インフルエンザ等相談窓口設置の準備を進める。
 - ②町は、新型インフルエンザ等の疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な 内容に対応できる体制についても検討する。

◇情報提供に関する留意事項

- ・新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、県等との連携のもと、町民が混乱しないよう、正しい知識を普及するとともに、必要な情報を的確に提供する。
- ・新型インフルエンザを始めとする感染症には、誰もがり患する可能性があるため、感染者に対する差別や偏見は厳かに慎まなければならないことを広報等を通じて町民に 啓発する。

3 まん延防止

- (1) 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。
 - ①町は、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人ごみを避ける等の基本的な感染予防対策を周知し、理解促進を図る。
 - ②町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛の要請や施設 の使用制限の要請などまん延防止策について周知し、理解促進を図る。

4 予防接種

(1) 国の動向を、県との連携も視野に対応する。

5 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 事業継続に向けた事前準備を行う。 町業務継続計画について、最新の知見に基づいて見直しを行うなど継続的改善を 図るとともに、庁内への周知を徹底する。

- (2) 要配慮者への生活支援体制を整備する。
 - ①町は、災害時要配慮者リストを基に新型インフルエンザ等発生時の要配慮者リストを作成する。
 - ②町は、要配慮者対策に必要な衛生資器材(個人防護具*、消毒薬等)を備蓄するとともに、使用期限到来に伴う廃棄資器材等の補充などの在庫管理を適切に行う。
 - ③町は、流行時における町民支援のあり方を検討する。特に、在宅の高齢者及び障がい者等の要配慮者については、対象者(世帯)を把握するとともに、必要となる生活支援(見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等)を検討し、あらかじめ具体的手続きを決定しておく。
 - ④町は、要配慮者への対応について、関係団体、地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者及び障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。
 - ⑤町は、地域に必要な物資の量や生産及び物流の体制等を踏まえ、生活支援に必要な食料品及び生活必需品等の確保、配分、配布の方法について検討を行い、あらかじめ具体的手続を決定しておく。
- (3) まん延時における火葬体制の強化等を検討する。
 - ①町は、県が火葬場の火葬能力の現状、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に使用する遺体安置施設(遺体を一時的に安置する施設等)について把握及び検討する際に連携し、情報を共有する
 - ②町は、県における火葬能力等の現状を踏まえ、町内における火葬の適切な実施ができるよう、県及び一部事務組合と連携し、まん延時における火葬体制について、あらかじめ概要を決めておくこととする。
- (4)対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

町は、県及び指定地方公共機関と連携して、新型インフルエンザ等対策に必要な 物資及び資材の備蓄、または施設及び設備の整備をする。

b)海外発生期

海外で新型インフルエンザが発生しているものの、国内では発生していない段階。

状態

未発生期の対策からの移行は、感染症法第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表若しくは同法第44条の6第1項に基づく新感染症の発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の海外発生期に移行された時点となるが、運用上は、国からの第一報が県に寄せられ、町に伝達された時点となる。

[対策推進の基本方針]

海外発生期の段階では、新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等が判明していない可能性が高く、その場合は原則的には病原性が高い想定で対策を選択する。 一方、既に判明している場合は、政府対策本部が決定する初動の基本的対処方針等を踏まえつつ、必要な対策を選択する。

なお、A(H1N1) p d m 2 0 0 9 の事例では、WHOのフェーズ4 宣言から国内発生までの期間は 18 日、県内発生までは 4 3 日であったことから、海外発生期における対策は迅速性が特に重要となる。

1 実施体制

- (1) 町は、必要に応じ、海外の発生状況に関する継続的な情報収集を行う。
- (2) 国及び県の状況を踏まえて、町対策本部の設置を検討する。 海外発生期に特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部が設置されるため、町 は、国及び県等の発信する情報を収集し、必要に応じ町対策会議、町対策本部設 置の検討をする。

2 情報提供・共有

- (1) 情報提供及び情報共有の体制を継続する。
 - ①町は、町民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、 情報提供に反映させる。
 - ②町は、県、隣接市町村及び関係機関等と連携して、各主体の対策等に関する情報 を共有する。
- (2) 最新の情報を町民等に分かりやすく提供する。
 - ①町は、国及び県が発信する流行情報等を収集し、町民等への情報提供に努めると

ともに、今後実施される対策に関する情報等についても情報提供する。

- ②町は、県と連携して、町民の混乱を避けるために、必要な情報を適宜提供する。 特に、根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を放置しないよう正確な 情報を提供する。
- (3) 新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。

町は、最も町民に近い実施主体であるため、新型インフルエンザ等の発生時には 町民に対する詳細かつ具体的な情報提供、町民からの相談に対応する相談窓口を 設置する。

3 まん延防止

(1) 急激な感染拡大を抑制するための取り組みの普及、理解促進を図る。 町は、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人ごみを避ける等の基本的な感染予防対策を周知し、理解促進を図る。

4 予防接種

- (1) 国の動向を、県との連携も視野に対応する。
- (2) 保健・医療班を始動する。

5 町民生活及び地域経済の安定の確保

- (1) 事業継続に向けた準備を進める。
 - 町は、今後の流行状況を踏まえつつ、町民の生活支援を的確に実施できるよう、 町業務継続計画に基づいて、適切に対応する。
- (2) 要配慮者や協力者への情報提供を行う。 新型インフルエンザ等発生状況等の情報を要配慮者や協力者に提供する。
- (3) まん延時における火葬体制等について国及び県の要請を受け、準備対応する。 町は、国及び県から火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、一 時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備の要請があった場合に は県の協力を得て準備対応する。

c) 県内未発生期(国内発生早期·国内感染期)

国内のいずれかの都道府県(鳥取県を除く)で新型インフルエンザ等が発生した 段階。

状態

海外発生期の対策からの移行は、国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、 国の対策が政府行動計画上の国内発生早期に移行された時点である。

[対策推進の基本方針]

県内未発生期では、国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、 医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。県内 発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 実施体制

緊急事態宣言がされている場合

- (1) 町対策本部を設置する。【緊】
 - ①町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置し、町行動計画に 基づき対策を実施する。
 - ②町対策本部長は、会議を開催し、情報共有を図り、有識者等の意見を踏まえて、今後の対応方針を協議、決定する。
- (2) 町対策会議を設置する。

町は、必要に応じ、町対策会議を設置し、流行に備え、感染拡大をできる限り少なくするための対策や情報の共有化を図る。

2 情報提供・共有

- (1) 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。
 - ①町は、住民から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、 情報提供に反映させる。
 - ②町は、県、近隣市町村及び関係機関等と連携して、各主体の対策等に関する情報 を共有する。
 - ③町対策本部又は町対策会議は、各部による情報提供や普及啓発の実施時期や内容 を常時把握し、対策の一元化を図る。
- (2) 最新の情報を町民等に分かりやすく提供する。 町は、国及び県が発信する情報を入手し、町民等へ情報を提供する。

(3) 新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。 町は、町民に対する詳細かつ具体的な情報提供、町民からの相談に対応する。

3 まん延防止

(1) まん延を防止するための取り組みの普及、理解促進を図る。 町は、海外発生期に引き続き、手洗い等の基本的な感染対策の普及並びに町民自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。

4 予防接種

- (1) 国の方針に基づき特定接種を進める。
 - ①町は、国が示す方針に基づき、海外発生期に引き続き、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種を進める。
 - ②町は、特定接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し特定接種の実施に関 し必要な協力の要請を行うよう県に求める。
- (2) 国の方針に基づき住民接種を進める。
 - ①町は、ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項 に基づく新臨時接種を開始する。
 - ②町は、実施に当たり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するか医療機関に 委託すること等により接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に 集団接種を行う。
- (3) 予防接種に関する町民の理解促進を図る。

町は、県と連携して、海外発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、優先順位及び接種体制等の具体的な情報を提供し、町民等の理解促進を図る。

(4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査を進める。

町は、予防接種の実施主体として、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告 基準を管内の医療機関に配布する。

- (5) 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
 - ①町は、国及び県と連携して、接種会場を確保し、関係者の協力を得て、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種を行う。この場合、公費負担のあり方等が予防接種法第6条第3項に定める新臨時接種と異なることに留意して進める。
 - ②町は、住民接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し住民接種の実施に関 し必要な協力の要請を行うよう県に求める。

5 町民生活及び地域経済の安定の確保

- (1) 計画に基づき要配慮者対策を進める。 町は、あらかじめ計画してある手続に基づき、要配慮者対策を進める。
- (2) 在宅療養者に対し、国及び県と連携して必要な支援を進める。 町は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、町は、国及び県と連携し、必要な支援を行う。
- (3) 計画に基づき町民に対する生活関連物資等の確保、配分、配布等を進める。 町は、食料品及び生活必需品等の供給状況に応じ、発生前に立てた計画に基づき、 町民に対する食料品及び生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。
- (4) 県と連携して火葬等の体制強化を図る措置を講じる。
 - ①町は、県と連携して、確保した対策に必要な資材等を、新型インフルエンザ等の 発生状況に応じ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者に行き渡るよう調整 する。
 - ②町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- (5) サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべき ことを町民に呼びかける。

(6) 水の安定供給を継続する。【緊】

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急 事態において水を安定的かつ適切に供給するよう努める。

- (7) 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。【緊】
 - ①町は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、県と連携して価格 の高騰や買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査及び監視をする。
 - ②町は、必要に応じ関係事業者団体等に対して、生活関連物資等の供給の確保や便乗 値上げの防止等の要請を行う。
 - ③町は、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、町民へ情報提供するとと もに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。

d) 県内発生早期(国内発生早期·国内感染期)

状態

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学 調査で追うことができる段階。

県内で新型インフルエンザ等患者が発生した時点である。

[対策推進の基本方針]

県内発生早期では、感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

1 実施体制

緊急事態宣言がされている場合

- (1) 町対策本部を設置する。【緊】
 - ①町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置し、町行動計画に 基づき対策を実施する。
 - ②町対策本部長は、会議を開催し、情報共有を図り、有識者等の意見を踏まえて、今 後の対応方針を協議、決定する。
- (2) 町対策会議を設置する。

町は、必要に応じ、町対策会議を設置し、流行に備え、感染拡大をできる限り少なくするための対策や情報の共有化を図る。

2 情報提供・共有

- (1) 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。
 - ①町は、県内未発生期に引き続き、住民から寄せられる情報や問い合わせの内容を 踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
 - ②町は、県、近隣市町村及び関係機関等と連携して、各主体の対策等に関する情報 を共有する。
 - ③町対策本部又は町対策会議は、各部による情報提供や普及啓発の実施時期や内容 を常時把握し、対策の一元化を図る。
- (2) 最新の情報を町民等に分かりやすく提供する。

町は、県内未発生期に引き続き、国及び県が発信する情報を入手し、町民等へ情報を提供する。

(3) 新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。 町は、町民に対する詳細かつ具体的な情報提供、町民からの相談に対応する。

3 まん延防止

(1) まん延を防止するための取り組みの普及、理解促進を図る。 町は、県内未発生期に引き続き、手洗い等の基本的な感染対策の普及並びに町民 自らが罹患した場合の対応についての理解促進を図る。

4 予防接種

- (1) 国の方針に基づき特定接種を進める。
 - ①町は、国が示す方針に基づき、県内未発生期に引き続き、医師会等と連携の上、 集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に 予防接種を進める。
 - ②町は、特定接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し特定接種の実施に関 し必要な協力の要請を行うよう県に求める。
- (2) 国の方針に基づき住民接種を進める。
 - ①町は、ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項 に基づく新臨時接種を開始する。
 - ②町は、実施に当たり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するか医療機関に 委託すること等により接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に 集団接種を行う。
- (3) 予防接種に関する町民の理解促進を図る。

町は、県と連携して、県内未発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、優先順位及び接種体制等の具体的な情報を提供し、町民等の理解促進を図る。

(4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査を進める。

町は、予防接種の実施主体として、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告 基準を管内の医療機関に配布する。

- (5) 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
 - ①町は、国及び県と連携して、接種会場を確保し、関係者の協力を得て、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種を行う。この場合、公費負担のあり方等が予防接種法第6条第3項に定める新臨時接種と異なることに留意して進める。
 - ②町は、住民接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し住民接種の実施に関 し必要な協力の要請を行うよう県に求める。

5 町民生活及び地域経済の安定の確保

- (1)計画に基づき要配慮者対策を進める。 町は、あらかじめ計画してある手続に基づき、要配慮者対策を進める。
- (2) 在宅療養者に対し、国及び県と連携して必要な支援を進める。 町は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、町は、国及び県と連携し、必要な支援を行う。
- (3) 計画に基づき町民に対する生活関連物資等の確保、配分、配布等を進める。 町は、食料品及び生活必需品等の供給状況に応じ、発生前に立てた計画に基づき、 町民に対する食料品及び生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。
- (4) 県と連携して火葬等の体制強化を図る措置を講じる。
 - ①町は、県と連携して、確保した対策に必要な資材等を、新型インフルエンザ等の 発生状況に応じ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者に行き渡るよう調整 する。
 - ②町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- (5) サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべき ことを町民に呼びかける。

(6) 水の安定供給を継続する。【緊】

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急 事態において水を安定的かつ適切に供給するよう努める。

- (7) 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。【緊】
 - ①町は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、県と連携して価格 の高騰や買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査及び監視をする。
 - ②町は、必要に応じ関係事業者団体等に対して、生活関連物資等の供給の確保や便乗 値上げの防止等の要請を行う。
 - ③町は、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、町民へ情報提供するとと もに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。

e) 県内感染期(国内感染期)

状態

県内における新型インフルエンザ患者の接触歴を疫学調査で終えなくなった段階。 県内発生早期の対策からの移行は、県において感染経路が不明確な新型インフルエンザ患者が一定数確認されるようになった時点とするため、国や隣接県の移行時期と 一致しない場合もあり得る。

「対策推進の基本方針]

県内感染期の段階でまん延を防止することは困難で、対策の主眼を、県内発生早期における積極的なまん延防止策から健康被害軽減策に切り替える。ただし、状況に応じて、一部のまん延防止策を実施し、感染拡大をできる限り抑えるよう努める。

1 実施体制

緊急事態宣言がされている場合

- (1) 町対策本部を設置する。【緊】
 - ①町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置し、町行動計画 に基づき対策を実施する。
 - ②町対策本部長は、会議を開催し、情報共有を図り、有識者等の意見を踏まえて、 今後の対応方針を協議、決定する。
- (2)他の地方公共団体による応援等の措置を活用する。【緊】 町は、新型インフルエンザ等のまん延により、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を行うことができなくなった場合、特措法に基づく他の地方公共団体による 代行、応援等の措置を活用し、対策を実施する。
- (3) 町対策本部を設置する。

町は、緊急事態宣言が行われていない場合でも、必要に応じ、特措法に基づかない町対策本部を設置し、町行動計画に基づき対策を実施する。

2 情報提供・共有

- (1)情報提供及び情報共有の体制を継続的に改善する。
 - ①町は、県内発生早期に引き続き、町民等から寄せられる情報や問い合わせの内容 を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
 - ②町は、県、近隣市町村及び関係機関等と連携して、各主体の対策等に関する情報 を共有する。
 - ③町対策本部又は町対策会議は、各部による情報提供や普及啓発の実施時期や内容 を常時把握し、対策の一元化を図る。

(2) 最新の情報を町民等に分かりやすく提供する。 町は、県内発生早期に引き続き、国及び県が発信する情報を入手し、町民等へ情報を提供する。

(3) 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。 町は、流行状況や相談件数等に応じ、相談窓口の体制等の見直し(休、廃止を含 tr)を行う。

3 まん延防止

(1) 感染拡大を抑制するための取り組みの普及、理解促進を図る。 町は、県内発生早期に引き続き、手洗い等の基本的な感染対策の普及、町民自ら がり患した場合の対応についての理解促進を図る。

4 予防接種

- (1) 国の方針に基づき住民接種を進める。 町は、県内発生早期に引き続き、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項 に基づく新臨時接種を実施する。
- (2) 予防接種に関する町民の理解促進を図る。 町は、県内発生早期に引き続き、県と連携して、海外発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、優先順位及び接種体制等の具体的な情報を提供し、町民等の理解促進を図る。
- (3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査を進める。 町は、予防接種の実施主体として、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告 基準を管内の医療機関に配布する。

緊急事態宣言がされている場合

- (4) 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
 - ①町は、県内発生早期に引き続き、国及び県と連携して、接種会場を確保し、関係者の協力を得て、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種を行う。この場合、公費負担のあり方等が予防接種法第6条第3項に定める新臨時接種と異なることに留意して進める。
 - ②町は、住民接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し住民接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう県に求める。

5 町民生活及び地域経済の安定の確保

- (1)計画に基づき要配慮者対策を継続して進める。 町は、県内発生早期に引き続き、あらかじめ計画してある手続に基づき、要配慮者対策を進める。
- (2) 在宅療養者に対する支援を継続して進める。 町は、県内発生早期に引き続き、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する 場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、町 は、国及び県と連携し、必要な支援を行う。
- (3)計画に基づき町民に対する生活関連物資等の確保、配分、配布を進める。 町は、県内発生早期に引き続き、食料品及び生活必需品等の供給状況に応じ、発 生前に立てた計画に基づき、町民に対する食料品及び生活必需品等の確保、配分、 配布等を行う。
- (4) 死亡者の増加に備えて、県と連携して火葬体制等の強化を図る措置を講じる。
 - ①町は、県内発生早期に引き続き、県と連携して、確保した対策に必要な資材等を、 新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事す る者に行き渡るよう調整する。
 - ②町は、県内発生早期に引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。
 - ③町は、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため臨時遺体安置所を確保し、臨時遺体安置の体制を整備する。
 - ④町は、臨時遺体安置所の収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置 所の拡充についての措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最 新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう調整する。
- (5) サービス水準に関して町民へ呼びかける。

町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべき ことを町民に呼びかける。

(6) 水の安定供給を継続する。【緊】

水道事業者である町は、県内発生早期に引き続き、消毒その他衛生上の措置等、 新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するよう努 める。

(7) 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。【緊】

- ①町は、県内発生早期に引き続き、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、県と連携して価格の高騰や買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査及び監視をする。
- ②町は、必要に応じ関係事業者団体等に対して、生活関連物資等の供給の確保や便乗 値上げの防止等の要請を行う。
- ③町は、県内発生早期に引き続き、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、 町民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。

(8) 要配慮者に対する生活支援を行う。【緊】

町は、国の要請に応じて、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援(見守り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を県と連携して行う。

- (9) 死亡者の増加に備えて火葬等の体制強化を図る措置を講じる。【緊】
 - ①町は、国及び県から行われる、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼動させる 旨の要請を受け、対応する。
 - ②町は、国及び県から行われる、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。

f) 小康期

状態

患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている段階(流行の第一波が終息した状態)。

国の対策が政府行動計画上の小康期に移行された時点である。

「対策推進の基本方針]

小康期は、第一波の「流行後」であると同時に、第二波への「準備期間」であるため、 町としては、県と連携して、新型インフルエンザ等の病原性に応じ、必要となる対応体 制の再構築を進める。

1 実施体制

(1) 緊急事態措置を中止するとともに、周知を図る。 町は、政府対策本部において緊急事態の解除宣言が行われた場合、緊急事態措置 を中止するとともに、町民等に対して周知を図る。

(2) 対策を総括し、第二波に備える。

町は、新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるとともに、第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の総括を行う。

(3) 町対策本部を廃止する。

町は、緊急事態宣言が解除されたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

2 情報提供・共有

(1) 新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。 町は、町民等に対し、第一波の終息と第二波が発生する可能性やそれに備えることの重要性等について周知を図る。

3 まん延防止

なし

4 予防接種

(1) 国の方針に基づき住民接種を進める。

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(2) 予防接種に関する町民の理解促進を図る。 町は、町民等の理解促進を図るとともに、必要な情報提供を行う。

緊急事態宣言がされている場合

- (3) 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
 - ①町は、流行の第二波に備え、国及び県と連携し、接種会場を確保し、関係者の協力を得て、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種を行う。この場合、公費負担のあり方等が予防接種法第6条第3項に定める新臨時接種と異なることに留意して進める。
 - ②町は、住民接種を行うために必要な場合、県が医療関係者に対し住民接種の実施に 関し必要な協力の要請を行うよう求める。

5 町民生活及び地域経済の安定の確保

- (1) 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備える。 町は、県の要請を受け、第一波への対応状況等を踏まえ、必要に応じて業務継続 計画の見直しを行う。
- (2) 第二波に備えた町民支援体制の再構築を行う。 町は、第一波における町民支援の実施状況等を踏まえ、必要に応じて町民支援の 体制の再構築を県と連携して行う。
- (3) 第二波に備えた火葬体制等の再構築を行う。 町は、第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況を踏まえ、必要に応じて火葬体制等の再構築を図る。

緊急事態宣言がされている場合

(4) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。【緊】 町は、国が合理性を認められないとして新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小 又は中止を決定した場合、町内の状況を踏まえて、緊急事態措置を縮小又は中止す る。

用語解説

(あ行)

◇インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、ウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミターゼ(NA)という2つの糖蛋白の抗原性の違いによって亜型に分類される。

平成21年に確認されたA (H1N1) p d m 2009、季節性インフルエンザのA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2) は、これらの亜型を指している。

$\Diamond A (H1N1) p dm 2 0 0 9$

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となった、H1 N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

このインフルエンザは、2009年(平成21年)4月28日から2011年(平成23年)3月31日までの間、感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられ、「新型インフルエンザ(A(H1N1)pdm2009)」と称された。

(か行)

◇家きん(かきん)

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼育されている鳥。なお、家畜伝染病予防法に おける高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だ ちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

◇感染症(かんせんしょう)

ウイルス、細菌等の病原体が感染することによって引き起こされる疾病をいう。 感染症法における感染症とは、同法第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三 類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び 新感染症であって、同法で規定され、又は政令・省令で定められた疾病をいう。

感染症類型	感染症の性格	インフルエンザの区分
新感染症	既知の感染症と症状等が明らかに異なり、感染	
	力、り患時の重篤度から判断した危険性が極めて	
	高い感染症	
一類感染症	感染力、り患時の重篤度から判断した危険性が極	
	めて高い感染症	
二類感染症	感染力、り患時の重篤度から判断した危険性が高	鳥インフルエンザ (H5N1)
	い感染症	
三類感染症	感染力、り患時の重篤度から判断した危険性は高	
	くないが、特定の職業への就業によって集団発生	
	を起こし得る感染症	
四類感染症	人・人感染はほとんどないが、動物や物件を介し	鳥インフルエンザ(鳥インフ
	て感染するため、それらの消毒、廃棄等が必要と	ルエンザ (H5N1) を除く)
	なる感染症	
五類感染症	感染症発生動向調査の結果等に基づいて情報を	インフルエンザ(鳥インフル
	国民や医療関係者に提供することによって、発生	エンザ及び新型インフルエン
	や感染の拡大を防止すべき感染症	ザを除く)※季節性インフル
		エンザが該当
新型インフ	新たに人・人感染能力を得た(又は再興した)ウ	新型インフルエンザ、再興型
ルエンザ等	イルスによるインフルエンザで、まん延によっ	インフルエンザ
感染症	て、国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそ	
	れがあるもの	
指定感染症	既知の感染症の中で一~三類に分類されない感	
	染症において、一~三類に準じた対応の必要が生	
	じた感染症	

◇帰国者・接触者外来(きこくしゃ・せっしょくしゃがいらい)

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行うすべての医療機関)で診療する体制に切り替える。

◇発熱相談センター (はつねつそうだんせんたー)

政府行動計画では、「帰国者・接触者相談センター」と規定されている。鳥取県では、相談者が分かりやすい名称として「発熱相談センター」と称する。

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

◇業務継続計画(ぎょうむけいぞくけいかく)

企業が新型インフルエンザ等の緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限に留め、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行う活動や緊急時での事業継続のための手段などを事前に取り決めておく計画のこと。BCP(Business Continuity Plan)という。

指定(地方)公共機関は、特措法に基づき、業務計画の作成が義務づけられている。

◇個人防護具(こじんぼうごぐ)

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種病原体、化学物質、放射性物質、 その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成された防護具 をいう。

特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じて適切な物を準備する必要がある。

(さ行)

◇指定(地方)公共機関(してい(ちほう)こうきょうきかん)

新型インフルエンザが発生した場合、その社会的影響の大きさから、行政機関のみならず事業者を含めた社会全体で取り組む必要がある。指定(地方)公共機関は、医療の提供や、電気、ガスの供給などの公益事業を営む法人のうち、発生時における業務の継続性等の基準に基づき国又は都道府県知事が指定した事業者を指し、新型インフルエンザ発生時、その本来的業務の実施を通じて、新型インフルエンザ対策を実施する責務を有す。

なお、指定(地方)公共機関制度は、災害対策基本法などで設けられているものであり、特措法の制定により、新型インフルエンザ対策においても設けられたものである。

◇新型インフルエンザ (しんがたインフルエンザ)

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを 病原体とするインフルエンザをいう。

毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザとは異なり、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へと効率

よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行となるおそれがある。

町行動計画における「新型インフルエンザ」は、感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むものとする。

◇新型インフルエンザワクチン(しんがたインフルエンザワクチン)

新型インフルエンザの感染による重症化防止等を目的に接種されるワクチンで、パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。

※「パンデミックワクチン」及び「プレパンデミックワクチン」を参照

◇新感染症(しんかんせんしょう)

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に感染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

◇咳エチケット(せきエチケット)

感染の拡大を防止するための取り組みをいう。具体的には、咳やくしゃみの際にティッシュなどで口と鼻を押さえ周囲の人から顔をそむけること、使用後のティッシュをすぐにフタ付きのゴミ箱に捨てること、有症者はマスクを正しく着用することなどがある。

◇接触感染(せっしょくかんせん)

皮膚と粘膜、創の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触による感染経路をいう。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などに含まれたウイルスが付着した手で机、ドアノブ、スイッチ等を触れた後に、その部位を他者が触れ、かつその手で自分の目、口、鼻を触れることによってウイルスが媒介される

(た行)

◇致死率(ちしりつ)

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

(な行)

◇濃厚接触者(のうこうせっしょくしゃ)

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者。(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当する。)発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

(は行)

◇パンデミック

感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないため、人から人へと容易に感染し、世界中で大きな流行を起こす。

◇パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、当該新型インフルエンザのウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンをいう。

◇飛沫感染(ひまつかんせん)

ウイルスを含んだ大きな粒子(5ミクロンより大きい水滴(飛沫))が、咳、くしゃみ、会話等によって飛散し、他の人の鼻や口の粘膜あるいは結膜に接触することによって感染する経路をいう。飛沫は空気中を漂わず、1~2メートルしか到達しない。なお、5ミクロン以下の飛沫核は空気中を漂うが、これによる感染を空気感染(飛沫核感染)という。

◇病原性(びょうげんせい)

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤 度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染し て病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能な どを総合した表現。

◇プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンをいう。現在、国は、鳥インフルエンザ (H5N1) 亜型を用いたプレパンデミックワクチンを備蓄している。

(や行)

◇要配慮者(ようはいりょしゃ)

政府ガイドラインにおける要配慮者の例は、以下のとおりである。

- a. 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活(特に食事)が非常 に困難な者
- b. 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活 が非常に困難な者
- c. 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を 正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- d. その他、支援を希望する者(ただし、要配慮者として認められる事情を有する者)